

2011年3月3日

沖縄県議会  
議長 高嶺 善伸 殿

沖縄県国頭郡東村字高江85-12  
TEL/FAX 0980-51-2688  
「ヘリパッドいらない」住民の会  
石原理絵 伊佐育子

## 東村高江ヘリパッド建設反対、沖縄県内へのオスプレイ配備の反対等、6項目の決議を求める陳情

陳情事項：沖縄県議会に対して、県民の総意として、以下の6項目について決議下さいますよう、陳情いたします。

1. 北部訓練場に計画されている6箇所のヘリコプター離着陸帯（ヘリパッド）の建設に反対する。
2. 沖縄県内へのオスプレイ配備を認めない。
3. SACO合意は必ずしも県民の負担軽減とは言えず、見直しの必要がある。
4. 米軍ヘリの県道70号線上ホバリングによる被害に抗議し、事実究明と対処を求める。
5. 2010年12月22日以降のヘリパッド工事強行に厳重に抗議し、工事を中断して点検する。
6. 沖縄県民を国が民事で提訴するスラップ裁判を取り下げるよう、国に対して求める。

### 記

2008年7月の沖縄県議会による辺野古の新基地建設反対決議以降、沖縄の米軍基地への対応は大きな転換点を迎えています。2010年県知事選挙を通じて、危険な普天間基地を閉鎖し県内への代替施設を認めないことが県民の総意であると、私たちは改めて確認しました。それと前後して、2010年10月、名護市議会が辺野古案への反対を賛成多数で決議し、オスプレイの沖縄配備計画を全会一致で反対、2010年11月3日、宜野座村がこれに続きオスプレイの配備計画反対の決議をしました。東村に隣接する大宜味村ではすでに2010年6月、「東村高江地区の米軍ヘリパッド建設に反対し、計画撤回を求めるとともに、北部訓練場の無条件返還を強く求める」意見書を採択しています。米国の政局においても、海兵隊の海外展開について、また新機種オスプレイの配備について、見直しの方向がますます強まっていることが明らかにされています。

ところが、東村高江のヘリパッド移設工事は、いまだに15年前のSACO合意だと強弁され、実施されようとしています。高江のヘリパッドについても、地元としての沖縄県議会で、これ以上の基地負担、代替施設を認めないとの意思表示が、今こそ必要です。

SACO合意で北部訓練場の返還条件として組み込まれているヘリパッド建設は、その必要性の根拠が明らかにされていません。半分面積の返還後も既設のヘリパッドは15箇所も残ります。また計画されている「ヘリパッド」の仕様・形状から見て、ヘリ以外の新機種オスプレイの訓練が目的ではないかと推測されています。沖縄県としてオスプレイ配備に反対の立場を明確にするならば、北部訓練場内にこれ以上の離着陸帯の新設も不要であると考えるのが、理に適っています。

そもそも15年前の政治状況から大きく転換した今日において、1996年のSACO合意が「県民の負担軽減」とは必ずしも言えない内容であったことは明らかです。辺野古新基地建設案が繰り返し見直され、現在もなお宙吊り状態になっていること、訓練移転後も嘉手納基地、普天間基地での爆音被害は緩和されるどころか一層の負担が増大していること、提供区域外での訓練やパラシュート降下訓練が強行される事実を、沖縄県民は経験しています。ヘリパッド建設についても、東村高江、ひいては沖縄県全体への負担の増大であることは明らかです。SACO合意が「県民の負担軽減」につながるという過去の幻影を、今日の沖縄県議会は認めるべきではありません。

あらゆる意味でヘリパッド建設計画の危険性を象徴したのは、2010年12月23日に発生した、県道70号線上での米軍ヘリの夜間ホバリングによる被害と、これに対する沖縄防衛局のずさんな対応でした。児童・生徒が通学し地域住民が仕事で行き交う生活道路であり、北部やんばるの観光客が訪れる景勝地、ツール・ド・オキナワの名勝負ポイントとして自転車競技のトレーニング地ともなっている県道上で、無謀な米軍ヘリの夜間訓練が実施され、被害が明白であるにもかかわらず、沖縄防衛局は即座の対応を怠り、米軍からの「通常訓練」との回答に抗議もなく、住民の問いかけに対応する姿勢がありません。沖縄県議会は、県民の代表としての責任を持って、米軍ヘリの県道70号線上ホバリングによる被害に抗議し、事実究明と県民の安全の側に立つ対応を国と防衛省、沖縄防衛局に対して求めて下さい。

このように、ヘリパッド建設見直しを求める県民世論が高まるなか、2010年12月22日早朝、夜明け前の暗闇のなかで、沖縄防衛局は突如として高江区の現場に大量の作業員を伴って現れ、工事を強行しました。それ以来、人口160名ほどが静かに暮らす集落に、連日100名超の防衛局員・作業員が押し寄せ、反対の声を封殺して暴力的に工事を強行しています。

ヘリパッドの移設が計画されている場所は、生物多様性の宝庫であり、かつ、沖縄島の重要な水源地です。国際自然保護連合(IUCN)、WWFジャパンなどが、繰り返しこの貴重な森林地帯の保護を勧告し、2010年6月には、「沖縄生物多様性市民ネットワーク」が沖縄防衛局に宛てた公開質問状で、環境と水資源に関する重大な影響について指摘しています。沖縄防衛局はこれに一切回答することなく、無謀な工事に突入したのです。予定地のN4地区ではノグチゲラやアカショウビン、アカヒゲなどの貴重鳥類が頻繁に目撃される森がすでに伐採され切り拓かれました。N1地区につながる山道は環境への影響調査もないままに碎石が敷かれ、予定にもない作業道を拓いて土嚢の運搬がなされました。県民の財産であり世界が注視する生物多様性の根拠地が、国の無謀な工事によって切り裂かれていることを、県議会は傍観してはならないでしょう。

沖縄県議会は、2010年12月22日以降のヘリパッド工事強行について、特に嚴重に抗議し、いったん工事を中断してそのやり方が公共性に照らして適切であるかを、県議会の責任を持って点検して下さい。15年前の過去の合意事項に囚われることなく、その後に積み上げられてきた知見を採り入れながら省察し、現在の価値意識に立って、県議会として介入して下さい。

建設中止を真摯に求める沖縄県民に対して、国は民事で提訴するに至っています。これはスラップ裁判(Strategic Lawsuit Against Public Participation、積極的に政治参加する市民を弾圧する目的で裁判を利用する手法)と呼ばれ、厳しく問題視されるべき弾圧裁判です。

去った12月1日の高江ヘリパッド座り込み弾圧訴訟第5回口頭弁論で、酒井良介裁判長は、法廷を介した和解成立の難しさを示しながら、「実力行使が妥当とは思えない」、「前向きな解決を」と促しました。判決に向かわざるを得ない状況であるとはいえ、それが相応しい方向ではないことを、言葉を選びながら丁寧に私たちに伝えてくれました。法廷論争に矮小化することなく、北部訓練場の問題として政治的な解決のために、対話を求める異例のコメントでした。

沖縄県議会は、県民の側に立って、この裁判をすぐに取り下げ、政治による対話と解決を図るよう、国に対して求めて下さい。

やんばるの豊かな森は沖縄に暮らすすべての人びとに残されたふるさとです。戦争のために傷つけることはもう止めたい、未来のこどもたちに受け継ぎたい。この気持ちは、みな同じはずです。沖縄県議会は、これらの言葉を真摯に受けとめ、多様な立場を超えて、県民を代表する議会として、オスプレイの沖縄配備について反対し、高江のヘリパッド工事について、反対の決意を示して下さい。